

# 高岡市医師会医療・介護れんけいチャット運用規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この運用規程は、高岡市における医療・介護の連携を深め、サービスの効率的な運用を促進するためのネットワークシステム(以下、「高岡市医師会医療・介護れんけいチャット」という。)を構築し、円滑な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 高岡市医師会医療・介護れんけいチャットの運用管理

(システム管理者・共同管理者の設置と業務)

第2条 運用に当たっては、システム管理者1名及び共同管理者若干名(以下、「管理者等」という。)を置く。

- 2 システム管理者は、システムの責任を負う。共同管理者は、システム管理者の補助を行う。
- 3 管理者等は、施設(事業所)及び参加希望者から参加申込があった場合、内容を確認し、「参加コード」を通知し参加を許可する
- 4 管理者等は、運用規程に違反した参加者の退会を行うことができる。
- 5 管理者等は、第4条で定める施設責任者が責務を果たしていないと判断した場合、施設責任者の変更を求めることができる。
- 6 管理者等は、運用規程に違反した投稿を削除することができる。
- 7 管理者等は、不定期に参加コードを更新する。

## 第3章 高岡市医師会医療・介護れんけいチャット参加施設

(参加施設)

第3条 参加できる施設は、高岡市医師会員の属する医療機関、高岡市介護サービス事業者連絡協議会会員の施設、高岡市内で介護サービスの提供を行っている事業所及び高岡市等の行政機関とする。

(施設責任者)

第4条 参加する施設は、施設内に施設責任者を1名置く。

(施設責任者の業務)

第5条 施設責任者は、施設登録用 Google フォームにて施設情報を登録し、職員登録用 Google フォームの URL を取得する。

2 施設責任者は、参加申出のあった施設職員の参加可否を判断する。

3 施設責任者は、参加を認めた施設職員に職員登録用 Google フォームの URL を公開する。

4 施設責任者は、参加者が退職した場合は管理者等に速やかに報告し、退会手続きを依頼する。

5 施設管理者は、施設及び施設所属の参加者に問題が生じた場合、管理者等と連携し対処することとする。

## 第4章 高岡市医師会医療・介護れんけいチャットの利用

(利用届)

第6条 参加登録をした施設の職員で本システムへの参加を希望する者は所属施設の施設責任者に参加申し出を行い、職員登録用 Google フォームの URL を取得する。

(利用開始)

第7条 前条により取得した職員登録用 Google フォームに必要事項を入力して送信する。送信後に管理者等が発行した「参加コード」が表示されるので、施設が所有する端末、もしくは自身が使用する端末を利用して参加する。

2 参加者は、ニックネーム欄には施設名、職種、氏名を登録する。

(退会)

第8条 参加者が施設を退職した場合は、施設責任者に届出、退会する。

## 第5章 禁止事項

(禁止事項)

第9条 次に掲げる事項を禁止する。

(1) 個人情報を含んだ内容を書き込むこと。

(2) 個人や他施設を誹謗中傷する内容を書き込むこと。

(3) その他公序良俗に反する内容を書き込むこと。

(4) 取得した職員登録用 Google フォームの URL 及び参加コードを第三者に口外すること(但し、施設責任者が参加を認めた施設職員に職員登録用 Google フォームの URL を通知することを除く)。

- 2 参加者が前項（１）～（３）のいずれかに該当する書き込みを行った場合、管理者等は、該当参加者に理由を付して削除を求めなければならない。
- 3 該当参加者が速やかに前項の求めに応じない場合、管理者等は、その書き込みを削除することができる。

## 第 6 章 強制退会

（強制退会）

第 10 条 禁止事項に反する行為を認めた場合は、管理者等が協議の上、該当参加者、もしくは該当施設を退会させることができる。

## 第 7 章 協議

（定めのない事項）

第 11 条 本運用規程に定めのない事項が生じたときは、管理者等が協議してこれに対応し、参加者及び参加施設はその決定に従わなければならない。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。